

(参考3)

経済対策 - 景気回復を確実にするために - (平成7年9月20日) の実施状況と今後の見通しについて

平成8年10月

項 目	実施状況と今後の見通し																												
<p>1. 思い切った内需拡大 (1) 公共事業の推進 ① 一般公共事業 (事業費 3兆9,300億円)</p> <p>② 災害復旧事業 (事業費 7,000億円)</p>	<p>・ 事業費 3兆9,300億円の追加のため、第2次補正予算 (H7.10.18成立) により、一般会計、特別会計等について所要の追加的財政措置を行った。</p> <table border="1" data-bbox="638 560 1197 784"><thead><tr><th></th><th>事業費</th><th>国費</th><th>(億円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>①一般公共 (生活・防災・発展の3テーマに重点配分)</td><td>30100</td><td>15000</td><td></td></tr><tr><td>②ゼロ国債</td><td>9000</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>③公団</td><td>200</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>39300</td><td>15000</td><td></td></tr></tbody></table> <p>・ 事業費7,000億円の追加のため、第2次補正予算により、一般会計について所要の追加的財政措置を行った。</p> <table border="1" data-bbox="638 896 1197 985"><thead><tr><th></th><th>事業費</th><th>国費</th><th>(億円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>災害復旧等事業費</td><td>7000</td><td>5303</td><td></td></tr></tbody></table>		事業費	国費	(億円)	①一般公共 (生活・防災・発展の3テーマに重点配分)	30100	15000		②ゼロ国債	9000	-		③公団	200	-		計	39300	15000			事業費	国費	(億円)	災害復旧等事業費	7000	5303	
	事業費	国費	(億円)																										
①一般公共 (生活・防災・発展の3テーマに重点配分)	30100	15000																											
②ゼロ国債	9000	-																											
③公団	200	-																											
計	39300	15000																											
	事業費	国費	(億円)																										
災害復旧等事業費	7000	5303																											
<p>(2) 科学技術・情報通信の振興、教育・社会福祉施設等の整備等 ① 科学技術・情報通信の振興、研究施設等の整備</p> <p>② 教育・社会福祉施設等の整備、防災対策等の推進</p>	<p>(郵政省) ・ 新産業創出に資する情報通信技術の研究開発、情報通信基盤整備等のために国費325億円を措置。</p> <p>(通産省) ・ 企業間高度電子商取引推進事業等に、714億円を措置。</p> <p>(農水省) ・ 農山漁村地域マルチメディア情報拠点施設等の整備等に事業費321億円(国費246億円)を措置。</p> <p>(厚生省) ・ 国立がんセンター東病院の陽子線治療機械整備等について、事業費247億円(国費239億円)を措置。</p> <p>(建設省) ・ ITS技術に係る実験施設、調査研究経費などに国費措置。</p> <p>(文部省) ・ 先端的、基礎的、独創的研究開発等推進を図るとともに研究開発基盤の整備の充実について、事業費1,310億円(国費1,262億円)を措置。</p> <p>など</p> <p>(厚生省) ・ 施設入所待機者の早期解消を図るため新ゾーン関連施設等の整備を促進するなど事業費1,216億円(国費551億円)を措置。</p> <p>(文部省) ・ 教育施設の防災機能の充実強化及び高度化・高機能化整備に事業費1,150億円(国費777億円)を措置。</p> <p>(農水省) ・ 農山漁村地域の防災施設等の整備等に事業費732億円(国費364億円)を措置。</p> <p>(建設省) ・ 防災活動拠点となる官庁施設の整備を中心に、335億円を措置。</p> <p>(警察庁) ・ 情報処理センターの耐震補強対策等、165億円を措置。</p>																												

	<p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容施設の整備等、112億円を措置。 <p>(運輸省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上保安庁の巡視船艇等の建造など、132億円を措置。 <p>など</p>																								
<p>(3) 土地の有効利用の促進 (事業規模 3兆2,300億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業関係費については事業費1兆1,600億円の追加のため、第2次補正予算により、一般会計、特別会計について所要の追加的財政措置を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>国費 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一般公共</td> <td>6800</td> <td>2429</td> </tr> <tr> <td>②用地国債</td> <td>2000</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③特別会計</td> <td>2800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11600</td> <td>2429</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次補正予算により、一般会計について、公共事業関係費のほか国費874億円の追加的財政措置を行った。 ・ 民間都市開発推進機構の土地取得業務の拡充を図り、事業規模を5,000億円から1兆円に拡充、土地取得を促進。 		事業費	国費 (億円)	①一般公共	6800	2429	②用地国債	2000	—	③特別会計	2800	—	計	11600	2429									
	事業費	国費 (億円)																							
①一般公共	6800	2429																							
②用地国債	2000	—																							
③特別会計	2800	—																							
計	11600	2429																							
<p>(4) 阪神・淡路大震災復興関連事業等の推進 (事業費 1兆4,100億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業関係費については、事業費1兆1,700億円の追加のため、第2次補正予算により、一般会計について所要の追加的財政措置を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>国費 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一般公共</td> <td>11500</td> <td>5608</td> </tr> <tr> <td>② 災害</td> <td>200</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11700</td> <td>6005</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次補正予算により、一般会計について公共事業関係費のほか国費1,777億円の追加的財政措置を行った。 		事業費	国費 (億円)	①一般公共	11500	5608	② 災害	200	397	計	11700	6005												
	事業費	国費 (億円)																							
①一般公共	11500	5608																							
② 災害	200	397																							
計	11700	6005																							
<p>(5) ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の着実な実施 (事業費 1兆1,100億円)</p>	<p>第2次補正予算において、次のような追加措置をとった。</p> <p>イ)ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策</p> <p>ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策のうち、高生産性農業基盤の整備、地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備に必要な予算を措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>国費 (億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①公共事業 (農業農村整備事業)</td> <td>5900</td> <td>3250</td> </tr> <tr> <td>②非公共事業 (農業構造改善事業等)</td> <td>1700</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7600</td> <td>4000</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ)関連公共事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>国費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①林野公共事業</td> <td>484</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>②漁港事業</td> <td>220</td> <td>133</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ この他に、農村対策に資する事業として、道路事業、河川事業、下水道事業(建設省)、港湾事業(運輸省)、合併浄化槽事業(厚生省)の計上があり、これらを含めて、関連公共事業として、</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>事業費 3500億円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		事業費	国費 (億円)	①公共事業 (農業農村整備事業)	5900	3250	②非公共事業 (農業構造改善事業等)	1700	750	計	7600	4000		事業費	国費	①林野公共事業	484	238	②漁港事業	220	133	総額	事業費 3500億円	
	事業費	国費 (億円)																							
①公共事業 (農業農村整備事業)	5900	3250																							
②非公共事業 (農業構造改善事業等)	1700	750																							
計	7600	4000																							
	事業費	国費																							
①林野公共事業	484	238																							
②漁港事業	220	133																							
総額	事業費 3500億円																								

<p>(6) 地方単独事業の推進 (事業費 1兆円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年10月27日付で平成7年度地方債計画を改定し、所要の地方債の追加を行うとともに、地方公共団体が地方単独事業の追加を行いやすいように、道路、農林道等の事業費について、地方債の充当率の引き上げを行った。また、新たに緊急防災基盤整備事業を創設し、単独事業として行われる災害対策の拠点となる公共・公用施設等の耐震化、ヘリポート、情報通信施設等の重要な防災基盤の整備などを強力に推進することとした。(自治省) <p>※ 平成7年度の単独事業の実施状況については、現在調査中である。</p>
<p>(7) 住宅投資の促進 (事業規模5,200億円)</p> <p>① 住宅金融公庫の融資の拡充</p> <p>② 住宅供給のための諸施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業規模の追加 貸付枠3万戸、事業規模5,200億円を追加 融資制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ① 申込受付期間の前倒し 第三回申込受付の開始時期を1ヵ月程度前倒し(12月→11月) ② 中古住宅融資の拡充 建設後経過年数要件の緩和 (耐火構造等 17年以内→20年以内 等) 融資対象住宅の拡充 人の居住の用に供したことの無い住宅で建設後2年を超えたものを加える ③ 住宅改良融資の拡充 断熱構造化工事を伴う住宅改良の貸付限度額の引上げ等 (30万円/戸 → 100万円/戸 等) 住宅リフォームの推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅リフォームに関する情報提供を行う、「すまい・アップセンター」の設置、フェアの開催等を支援した。 ② 住宅リフォーム需要、工事実績及びリフォーム事業者の実態及び居住者用リフォームに関するニーズの実態を調査し、ニーズに応じたリフォーム工事の内容、費用等に関するデータベースの構築及び、リフォーム情報提供システムの検討を行った。 都心居住の推進 都心共同住宅供給事業、特定優良賃貸住宅供給促進事業、市街地再開発事業により、平成7、8年度に優良な都心住宅それぞれ約8,300戸、約21,000戸の整備を促進
<p>(8) 財政投融资の積極的活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国債の引受け 1兆9,520億円、地方債の引受け(地方公共団体に対する貸付け及び公営企業金融公庫の政府保証債の発行) 2兆100億円等を経済対策により追加した。
<p>(9) 金融政策の機動的運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行は、平成3年7月1日以降、9次にわたる公定歩合の引下げを実施し、平成7年9月8日以降、その水準は0.5%となっている。また、公定歩合の引下げと同時に、当面の金融調節の方針について、一段の低め誘導を行う旨の発表があり、景気の動向や金融市場の状況など、内外の経済情勢を注視しつつ、適切な対応がなされているものと思料している。 <p>(参考)【公定歩合の引下げ及び市場金利の引下げ措置について】 (平成7年9月8日 日本銀行)</p> <p>「当面の金融調節に当っては、金融市場において資金の潤沢な供給に努め、市場金利の一段の低下を促すこととした。その際、短期の市場金利は、平均的にみて、新たな公定歩合水準(0.5%)をやや下回って推移することを想定している。」</p>

項 目	実施状況と今後の見通し																		
<p>2. 直面する課題の克服</p> <p>(1) 土地の有効利用の促進等</p> <p>① 公共用地の取得 (事業費 1兆2,300億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路等について、第2次補正予算において、事業費3,217億円、国費1,080億円により562haの用地を取得。 グリーンオアシス緊急整備事業については、平成7年度第2次補正予算により補助制度を創設し、事業費306億円、国費102億円により58地区で実施。 大都市地域において良好な住環境を備えた住宅宅地を計画的かつ安定的に供給することを目的とした「住宅・宅地開発用地先行取得資金制度」の拡充により、住宅・都市整備公団が民間事業者や他の公的住宅供給主体に用地の一部を処分すること等により、総合的な住宅宅地供給の促進等を図る。 <p>○対象用地の拡大等の制度拡充を行った。</p> <p>[予算措置]</p> <p>(平成7年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>第2次補正予算追加額</td> <td>国費</td> <td>400億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費</td> <td>2500億円</td> </tr> </table> <p>(参考)</p> <table border="0"> <tr> <td>当初予算額</td> <td>国費</td> <td>70億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費</td> <td>438億円</td> </tr> </table> <p>(平成8年度)</p> <table border="0"> <tr> <td>当初予算額</td> <td>国費</td> <td>70億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費</td> <td>438億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 第2次補正予算において、都市開発資金、特定公共用地等先行取得資金及び道路開発資金による融資を受けて先行取得した土地を国等が事業化(買戻し)する際の価額について、先行取得後地価が値下がりした場合においても取得価額等を勘案して価額設定できる特別措置を導入した。 	第2次補正予算追加額	国費	400億円		事業費	2500億円	当初予算額	国費	70億円		事業費	438億円	当初予算額	国費	70億円		事業費	438億円
第2次補正予算追加額	国費	400億円																	
	事業費	2500億円																	
当初予算額	国費	70億円																	
	事業費	438億円																	
当初予算額	国費	70億円																	
	事業費	438億円																	
<p>② 低未利用地有効利用促進対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京都心部土地有効利用促進協議会の構成員(現行:都心8区)を23区に拡充した。 東京都心部における低未利用地を対象として、金融機関等が保有する売り希望情報及び地方公共団体等公的機関の買い希望情報を収集し、迅速かつ確に情報提供できるシステムを整備するとともに、具体的低未利用地について、土地所有者、地方公共団体、地域住民、開発ノウハウを有する民間事業者等の意向等を把握し、関係者間の調整による有効利用策を検討するモデル事業を実施することなどにより、低未利用地に関する情報の収集・提供の機能を強化した <p>[街区高度利用土地区画整理事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年度は大都市等の既成市街地で、区画道路等の再編により大街区の形成と低未利用地の集約を図る土地区画整理事業(街区高度利用土地区画整理事業)を芝三丁目(東京都港区)など10地区において実施した。 平成8年度においては、街区高度利用土地区画整理事業を10地区において実施する。 <p>[市街地再開発事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年度は再開発地区計画制度等を活用した市街地再開発事業を北仙台駅第一地区(宮城県仙台市)、大崎駅東口第2(東京都品川区)など17地区において実施した。 平成8年度も継続、新規あわせて17地区において市街地再開発事業を実施また、平成9年度以降も再開発地区計画制度等を活用した市街地再開発事業を継続し、低未利用地の有効高度利用を推進していく予定。 																		

	<p>[都心共同住宅供給事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年度には都心共同住宅供給事業を南千住地区（東京都荒川区）など50地区において実施した。 平成8年度は81地区において実施。
③ 民間都市開発推進機構による土地取得業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> 経済対策を受けて「民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正などを行い、民間都市開発推進機構の土地業務の拡充を図った。 <p>(主な拡充内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 面積要件の緩和 取得土地の面積要件を原則1,000㎡以上から原則500㎡以上に緩和 整形要件の緩和 取得土地の整形要件を緩和 土地保有期間の延長 土地保有期間を5年から10年に延長 事業規模を5,000億円から1兆円に拡充
④ 地方公共団体等における公共用地の先行取得	<ul style="list-style-type: none"> 新たに市街化区域内における基幹的な公共施設用地の先行取得の促進を図るため、一定規模以上の土地の取得についても利子負担の軽減を図るための交付税措置を講じることとするとともに、「公共用地の先行取得の推進について(平成7年9月29日付自治事務次官通知)」等により土地開発基金、土地開発公社及び公共用地先行取得事業債等の活用により公共用地の先行取得を積極的に推進するよう地方団体に要請した。 <p>※平成7年度の公共用地の取得状況は現在調査中である。</p>
⑤ 土地税制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 土地税制については、平成8年度税制改正において、土地基本法に規定された「土地の公共性」を基礎とする現行土地税制の基本的枠組みを崩すことのないよう留意しつつ、平成3年度の土地税制改革以降の土地を巡る状況変化や現下の経済情勢等に配慮して、土地の保有・譲渡・取得の各段階にわたる税負担を総合的に見直し、所要の改正法が既に公布・施行されているところである。
(2) 証券市場の活性化	<ul style="list-style-type: none"> みなし配当課税の特例措置 [租税特別措置法の一部を改正する法律(平成7年11月17日公布、同日施行)] 上場会社等が平成7年11月17日から平成11年3月31日までの間に利益による株式の消却を行った場合におけるみなし配当について、次の特別措置を講じている。 <ol style="list-style-type: none"> 残存株主(個人及び法人)に対するみなし配当については、非課税(注)とする。ただし、法人株主については、従前どおり、受取配当として申告することも選択できることとする。 (注) 将来、株式を売却した場合には、株式譲渡益として課税されることになる。 公開買付けにより、消却に応じた個人株主については、みなし配当課税を行わずに、株式譲渡益として課税することとする。 平成7年10月、証券取引審議会における審議を経て、以下のように株式公開制度等の整備を図った。 <ol style="list-style-type: none"> 公開前一定期間内における登録申請企業の特別利害関係者等(役員、ベンチャーキャピタル等)による株式移動及び登録申請企業による第三者割当増資に係る規制の緩和。 登録申請企業の株式公開に伴う募集、売出し株式の公開価格の決定方法として、一部入札制度に代えて、ブックビルディング(需要積み上げ)方式を採用。

	<p>(3) 新規公開時及び公開後のエクイティファイナンス時の顧客一人当たりの配分上限制限の撤廃。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式ミニ投資（100株取引）の開始 平成7年10月より開始され、平成8年7月末で23の証券会社により取り扱われている。 ・中期国債先物取引市場の新設 平成8年2月26日に東京証券取引所に上場し、取引開始済。 ・債券貸借取引に係る付利制限の廃止 平成8年1月1日に実施済 ・償還期間2週間未満のCP発行の解禁 平成7年10月31日実施（平成7年10月20日通達改正）
<p>(3) 中小企業対策等 （貸付規模1兆2,900億円） ① 中小企業等の経営基盤の安定・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政府系中小企業金融機関において中小企業運転資金円滑化特別貸付（利率：平成8年9月11日現在3.1%、取扱期間：平成8年12月31日まで）を創設。 ・緊急経営支援貸付（中小企業体力強化資金助成制度）の拡充。（取扱期間：平成8年12月31日まで） ・政府系中小企業金融機関等に約定金利が5%超の既往債務を有し、その元利返済に困難をきたしている中小企業等に対して、返済資金支援緊急特別貸付制度及び返済負担の軽減措置を実施。 （取扱期間：平成9年10月18日まで） <p>（マル経）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急円高・経済対策」（平成7年4月14日経済対策閣僚会議決定）による特例（限度額550万円→650万円、平成8年5月21日まで）について対象者を「円高により経営が悪化した者」から小規模事業者一般に拡大するとともに、取扱期間を平成8年12月31日まで延長。 <p>（信用補完）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第134回臨時国会において、中小企業信用保険法を一部改正し、無担保保険等の保険限度額を上げるとともに特別小口保険の付保対象者を、従業員5人（商業又はサービス業は2人）以下から従業員20人（商業又はサービス業は5人）以下に拡大。 また、無担保保険等の保険料率を時限措置として引下げ、信用保証協会において、これら保険に係る保証料率の引下げを行うとともに所要の信用保証協会基金補助金を確保し、無担保保証の推進を図った。 <p>（下請対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請企業の自立化に向けた取引慣行・取引関係調査、指導事業
<p>② 中小企業の構造改革の推進</p>	<p>（中小企業の構造改革の推進）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創造的中小企業創出支援事業」 中小企業事業団から下記の業務を行う都道府県のベンチャー財団に対し無利子融資を実施。7年度中に10道県が事業開始 <ul style="list-style-type: none"> ・間接投資事業：民間ベンチャーキャピタルに対して投資原資を預託 ・債務保証事業：民間ベンチャーキャピタルが転換社債又はワラント債を引き受けた場合にその元本の一部を債務保証 ・直接投資事業：創造的中小企業に対して、直接投資を実施 ・ベンチャー財団が中小企業創造活動促進法に基づく指定を受けた場合に、創造的中小企業創出支援事業のうち債務保証事業について、中小企業信用保険公庫による再保険を適用。また、8年度中に42道府県（7年度事業開始10道県を含む）が事業を開始予定。

	<ul style="list-style-type: none"> ・政府系中小企業金融機関において <ul style="list-style-type: none"> 新事業育成貸付（利率：平成8年9月11日現在3.15%） 中小企業新分野進出等円滑化貸付（利率：平成8年9月11日現在3.0%又は3.1%、取扱期間：平成9年5月31日まで） 中小企業事業展開支援貸付（利率：平成8年9月11日現在3.1%、取扱期間：平成8年12月31日まで） 等の特別貸付制度の創設拡充 ・技術改善費補助金（創造的中小企業振興枠） <ul style="list-style-type: none"> 中小企業創造活動促進法の認定を受けた中小企業者等が行う認定事業計画に基づく研究開発に対し補助する。 ・技術指導施設費補助金（コンピュータネットワーク構築分） <ul style="list-style-type: none"> 全国の主要な公設試験研究機関のコンピュータネットワークの構築を行い新たに34府県市の公設試験研究機関をインターネットに接続した。 ・空き店舗活用促進事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業事業団の高度化無利子融資制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 組合等が、5人以上の事業者により、空き店舗を活用して店舗等の施設整備を行う場合、中小企業事業団の高度化無利子融資の対象とすることとし、そのための関係政省令の改正を実施の上、中小企業事業団に出資を行った。 (2) 中小企業金融公庫等の超低利融資制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> 商店街の空き店舗に新規出店する際の設備投資資金に係る超低利融資制度を創設し、中小企業金融公庫、国民金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に対し、そのために必要な資金の出資を行った。 (7年度に講じた事業) <ul style="list-style-type: none"> ・中小流通業輸入品取扱促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 輸入相談会開催事業、輸入フォーラム事業、輸入品フェア事業、輸入関連イベント等情報提供事業を開催 (8年度に講じている事業) <ul style="list-style-type: none"> 輸入品フェア事業を開催
<p>③ 農林漁業対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林漁業信用基金への出資 <ul style="list-style-type: none"> ・農業 <ul style="list-style-type: none"> 農業信用基金協会の農業近代化資金等に係る保証能力の維持・増大を図るための資金として農林漁業信用基金に対して出資を行い、農林漁業信用基金は全額を農業信用基金協会に対して低利で融資を行った。 ・林業 <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業信用基金の貸付原資への追加出資により、木材産業等高度化推進資金のうち乾燥材供給促進資金の融資枠を50億円から100億円に拡大した。 ・漁業 <ul style="list-style-type: none"> 漁業信用基金協会の漁業近代化資金等に係る保証能力の維持・増大を図るための資金として農林漁業信用基金に対して出資を行い、農林漁業信用基金は全額を漁業信用基金協会に対して低利で融資を行った。 2. 農林漁業金融公庫に対する出資及び農山漁村振興基金の造成を行い、長期低利資金である農業経営基盤強化資金の融資枠を100億円拡大し(600億円→700億円)、農業者に対して融資を行った。

<p>(4) 雇用対策</p> <p>① 中小企業の活力を活かした雇用機会の創出・人材確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業等新分野展開を目指す中小企業が行う人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援することにより、新たな雇用機会の創出を図ることを目的として、「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律（案）」を第134回臨時国会に提出し、同法律を平成7年11月1日より施行した。 改正法に基づく支援措置を受ける前提である個別中小企業者の作成する改善計画は、平成8年7月末までの9カ月間で242件が認定されており、今後も増加していくことが見込まれる。
<p>② 新分野展開を担う人材育成の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年11月「人材高度化支援事業」を創設し、人材高度化支援計画又は改善計画を作成する援助対象団体に対して、公共職業能力開発施設を活用しオーダーメイド型職業訓練を実施するとともに、人材高度化助成金支給の支援を行うこととしている。 全国の雇用促進センター等において、平成7年11月までに延べ119回の事業主団体向けの説明会を実施し、援助対象団体として平成8年7月末現在、146団体を選定した。 なお、本年度末までに、さらに50団体程度の事業主団体を選定する予定である。
<p>③ 新規学卒者、未就職卒業者の就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生職業相談室については、平成7年10月19日より設置を開始し、既に全国設置済み。 平成8年度においても継続実施。
<p>④ 失業なき労働移動の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年7月1日より施行された改正業種雇用安定法に基づく特定雇用調整業種は、平成7年9月現在では、66業種（労働者数は約135万3千人）であったが、その後も迅速かつ機動的な指定を行っており、平成8年9月1日現在、指定業種数は、120業種（労働者数は約200万9千人）となっている。また、同法に基づく助成措置を受ける前提となる雇用維持等計画は、平成7年9月現在では、46件（対象労働者数は1万3千人）であったが、平成8年7月末現在では、224件（対象労働者数は2万4千人）を認定しており、今後も、増加していくことが見込まれる。 雇用促進センターに労働移動雇用管理コンサルタントを配置することとし、平成8年9月1日現在、71名に委嘱し、コンサルティグを実施しており、今後も引き続き実施していく予定である。
<p>⑤ 早期再就職実現のための特別対策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年10月19日より特別求人開拓を行うための相談員への委嘱を開始し、特別求人開拓を実施している。 平成8年9月末で上記事業は終了予定。
<p>(5) 金融機関の不良債権問題等の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の不良債権問題を早期に解決し、新しい金融システムを構築するため、今般「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案」「預金保険法の一部を改正する法律案」、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案」、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律案」を国会に提出し、平成8年6月18日にその成立を見たところである。 「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法」、「預金保険法の一部を改正する法律」については、公布と同時に施行され、「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」及び「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」については、来年4月1日の施行に向けて、現在政令改正等所要の作業を進めているところである。

・ 住専処理を行うために預金保険機構は、住宅金融債権管理機構に引き継がれた貸付債権等に係る債務者の財産調査や債権の取り立て等の業務を行うため、6月26日に特別業務部を設置するなど、組織の拡充等がなされたところである。次に、7月26日に設立された住宅金融債権管理機構は、8月31日、住専7社と財産譲渡契約を締結し、10月の譲渡実行に向けての諸準備を進めており、預金保険機構と一体となって、法律上認められるあらゆる回収手段等を適切に用いることにより、強力かつ効率的な債権回収等に取り組むことが期待される。

また、信用組合の破綻処理を円滑に行うために、9月2日、東京共同銀行が、破綻信用組合からの事業譲受けや資産の買取りを行い、事業の整理や資産の管理、処分を行うことを主たる目的とする整理回収銀行として改組発足した。預金保険機構の指導の下に、整理回収銀行が適切な業務運営を進め、破綻信用組合の円滑な処理が図られることが期待される。

また、行政当局としても、金融行政について大胆な転換が必要と考えており、上記関連諸法の成立を踏まえ、ディスクロージャーの充実、検査・モニタリングの充実や早期是正措置の導入を図り、破綻処理手続の整備等を図ることとしている。